

# 雨竜町強靱化計画

令和2年度～令和6年度

令和2年11月

雨竜町

# 【 目 次 】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	雨竜町強靱化の基本的考え方	
1	雨竜町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	9
第4章	雨竜町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	12
2	施策推進の指標となる目標値の設定	12
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	12
4	推進事業の設定	13
	【雨竜町強靱化のための施策プログラム一覧】	14
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	32
2	計画の推進方法	32
【別表1】	雨竜町強靱化に関する脆弱性評価	33
【別表2】	雨竜町強靱化のための推進事業一覧	50

# 第1章 はじめに

## 1 計画の策定趣旨

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、平成25(2013)年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、平成26(2014)年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元(2019)年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27(2015)年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した令和2(2020)年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

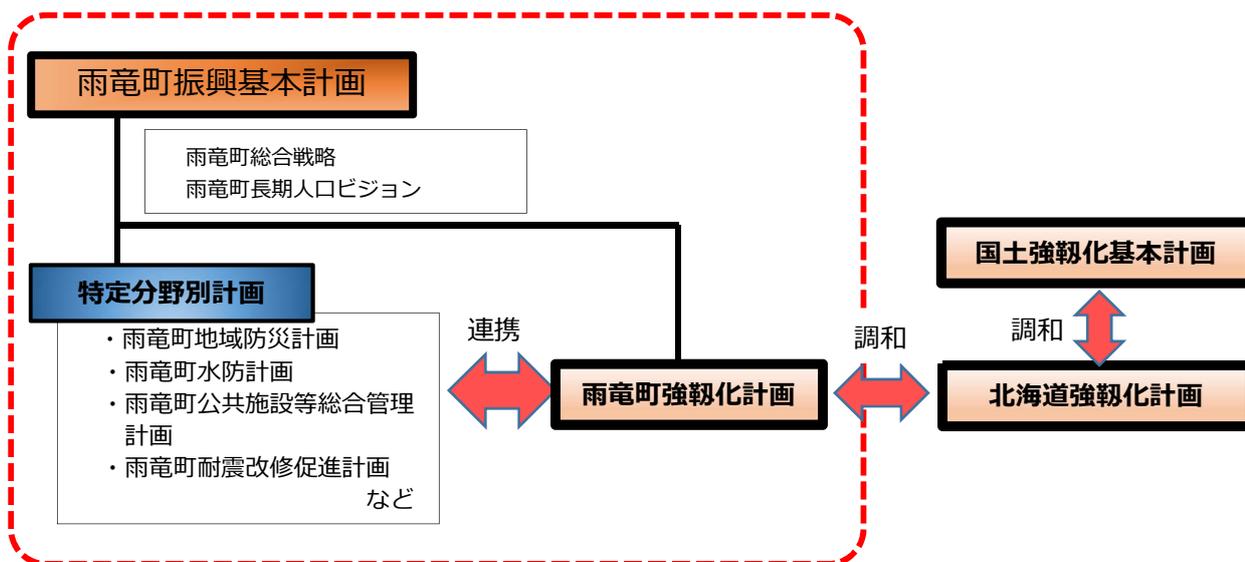
この間、本町においても、東日本大震災や平成28(2016)年豪雨災害、平成30(2018)年胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「雨竜町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、本町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、住民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

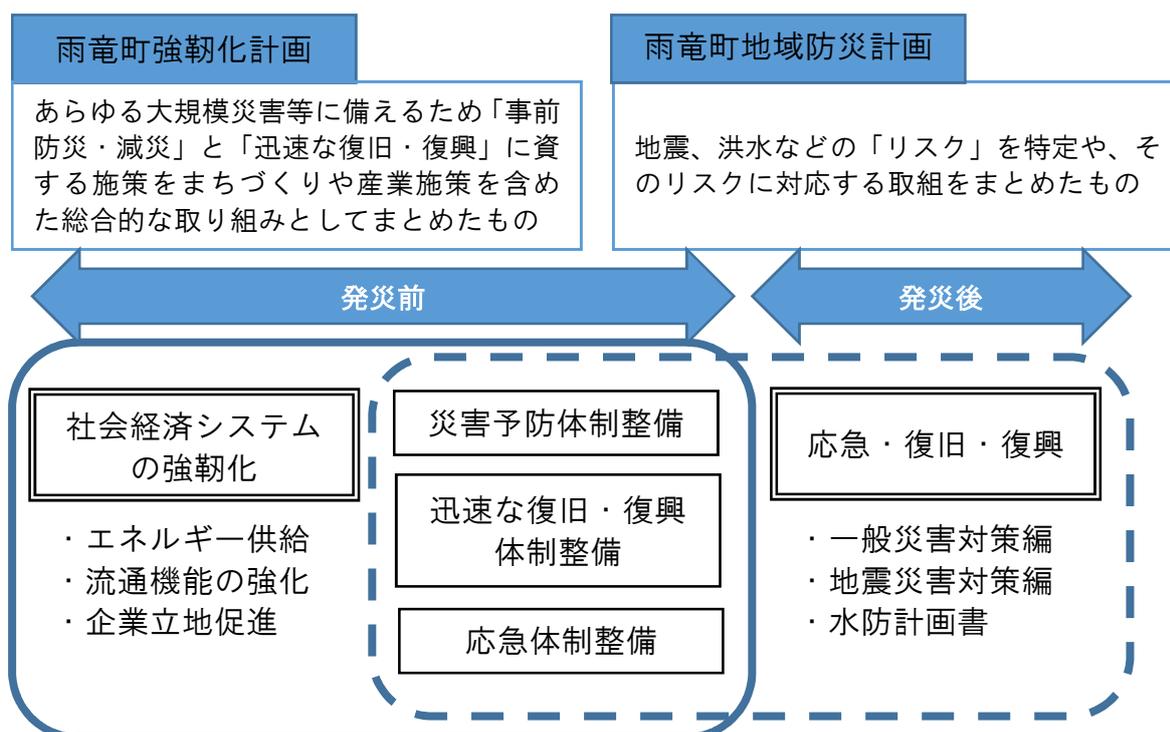
こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「雨竜町強靱化計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、本町の総合計画や他の分野別計画と整合を図りつつ、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



## 3 雨竜町地域防災計画と雨竜町強靱化計画



## 第2章 雨竜町強靱化の基本的考え方

### 1 雨竜町強靱化の目標

雨竜町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町が有する特性と強みを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

雨竜町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、雨竜町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の5つを雨竜町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

#### 雨竜町強靱化の目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にすること
- (4) 迅速な復旧復興がなされること
- (5) 町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献すること

## 2 本計画の対象とするリスク

---

雨竜町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び目標（２）「町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（５）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

### 2-1 雨竜町における主な自然災害リスク

#### （１）地震

2003年に発生した十勝沖地震による震度4を観測したが、本町においては特に大きな被害はありませんでした。また、2018年の胆振東部地震では、地震発生後に発生した北海道全域での停電（ブラックアウト）により、本町においても全町的に長期間の停電となりました。

##### ○ 太平洋沖における海溝型地震

- ・ 根室沖における30年以内にM7.8～8.5程度の地震発生確率は、80%程度  
(2018年2月地震調査研究推進本部長期評価)

##### ○ 内陸型地震（2018年全国地震動予測地図）

- ・ 道内の主要活断層は13箇所
- ・ 沼田-砂川付近の断層帯の発生確率 …… M6.9程度以上、30年以内に1%以下
- ・ 増毛東縁断層帯の発生確率 …… M7.2程度、30年以内に1%以下

#### （２）豪雨／暴風雨／竜巻

石狩川と雨竜川、尾白利加川と恵岱別川の河川に囲まれた本町は、これまで、多くの台風や大雨・強風により住宅、公共施設、農業・林業及び道路等に大きな被害がありました。近年では、2004年の台風18号の風害により、公共施設や農業用ビニールハウス等の破損で、本町の被害総額は、約6億円に達しています。

また、近年においては異常気象により、日本各地で集中豪雨災害が頻発・激甚化しており、本町も例外ではありません。

### (3) 豪雪／暴風雪

特別豪雪地域である本町では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害等が発生しており町民の生活環境は厳しい状況に置かれています。

また、地吹雪等によるホワイトアウトが毎年発生しています。

## 2-2 町外における主な自然災害リスク

### (1) 首都直下地震

- 発生確率 …… M7クラス、30年以内に70%
- 被害想定 …… 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、  
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

### (2) 南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9クラス、30年以内に70～80%程度
- 被害想定 …… 死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、  
建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、  
被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

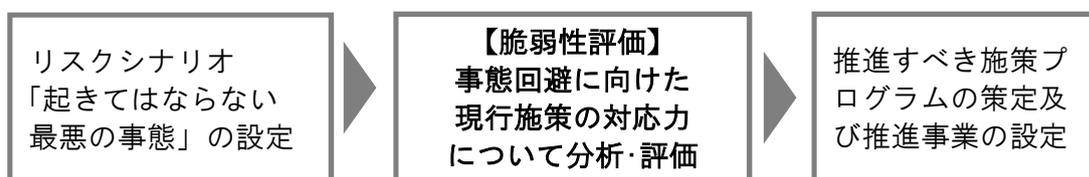
## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる雨竜町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価

## 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

### 【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地の浸水
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

### 3 評価の実施手順

---

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

### 4 評価結果

---

脆弱性評価の結果は巻末の別表1「雨竜町強靱化に関する脆弱性評価」のとおりであり、7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントについては次のとおり。

#### (1)「人命の保護」に関する事項

- ・ 治水施設をはじめ道路など防災上重要な公共施設について、近年の自然災害での被災箇所重点化するなど一層効果的・効率的な施設整備を実施する必要がある。また、公共建築物について、今後、老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取り組みを計画的に行う必要がある。
- ・ 各種災害に対応した警戒区域の指定や防災ハザードマップの作成・更新、避難計画の策定と防災訓練の実施などソフト面の対策について、国や道など関係機関と連携し取組を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。
- ・ 災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の収集・共有や住民等への情報伝達体制を強化のほか、「自助」「共助」の取組を最大限発揮するため地域防災活動や防災教育を推進する必要がある。
- ・ 住民のほかに近年急増する外国人を含む観光客等に対する安全確保や災害情報の伝達、避難誘導體制の整備など、きめ細やかな防災対策を講じる必要がある。

## (2) 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- ・ 被災地への救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害対応については、関係行政機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制が整備されつつあるが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、町外の災害対応も視野にいった取り組みが必要である。
- ・ 災害時対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについては、引き続き地域間連携による支援体制の整備を更に進める必要がある。

## (3) 「行政機能の確保」に関する事項

- ・ 大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本町における業務継続体制の一層の強化を図る必要がある。
- ・ 町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、行政機関の応援・受援体制の整備を図る必要がある。

## (4) 「ライフラインの確保」に関する事項

- ・ 食料の備蓄やエネルギーの安定供給に向け、継続的に取組の強化を図るとともに、本町のみならず国及び道の強靱化に貢献するため、食料供給力の更なる強化に向け、農地基盤整備を含めた総合的に取組む必要がある。
- ・ 町民生活を支える基本的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。
- ・ 交通ネットワークの整備は、本町の強靱化はもとより、北海道強靱化の根幹を支えるものであり、広域分散型の北海道において災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための代替性の高い地域間交通ネットワークの強化とともに、分散型の国土形成の基軸となる交通ネットワークの一層の充実を図る必要がある。

## (5) 「経済活動の機能維持」に関する事項

- ・ 近年、全国的に自然災害が頻発していることから、首都圏企業等がリスク分散の観点から事業継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、これまで進めてきた企業誘致の取組について、企業のニーズに応じた支援の検討など、その取り組みを継続する必要がある。

- ・ 災害時における町内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない町内企業の体制整備を促進する必要がある。

#### (6) 「二次災害の抑制」に関する事項

- ・ 二次災害の抑制のため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理、ため池の防災対策を推進し、国土保全機能を維持する必要がある。

#### (7) 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- ・ 災害からの迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。
- ・ 復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。
- ・ 人口減少、高齢化に直面する集落において、生活機能や交通手段を維持・確保するため、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

## 第4章 雨竜町強靱化のための施策プログラムの策定等

### 1 施策プログラム策定の考え方

---

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「雨竜町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「19の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行うものとする。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、「19起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめるものとする。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

---

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行うものとする。

### 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

---

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

本町の総合計画である『雨竜町振興基本計画』で掲げる「明るく豊かな暮らしを守るまちづくり」という基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を道・国の強靱化へとつなげるため、雨竜町振興基本計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定する。

#### 4 推進事業の設定

---

施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業を設定し、別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

## 【雨竜町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載。
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「重点」と記載
- ・ 政策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

### 1. 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う使用者の発生

##### 【住宅・建築物等の耐震化】 重点

- 住宅・建築物等の耐震化については、耐震改修促進法の改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことを踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化を含めた対策強化を図る。
- 小中学校、社会福祉施設、体育館施設など不特定多数が集まる施設の耐震化については一定程度の整備されているものの、災害時の避難場所などに利用されることを踏まえ、耐震整備を促進する。

##### 【建築物等の老朽化対策】 重点

- 公共施設の老朽化対策については、維持管理や保守、改修・更新等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「雨竜町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を推進する。
- 公営住宅の老朽化対策については、「雨竜町公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、計画的な建替え、修繕等を実施する。

##### 【避難場所等の指定・整備・普及啓発】

- 災害の種類や状況に応じた適切な避難体制を確保するため、住民に対して指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を図る。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や地区集会所等については、地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進するとともに、主要な避難所に、公衆無線LANの環境整備を行う。
- 高齢者、障がい者などの要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を推進する。

**【緊急輸送道路等の整備】** 重点

- 町内の緊急輸送道路や避難路等となる町道については、国・道と連携しながら避難や救助を円滑に行うために、計画的な整備を推進する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
住宅の耐震化率	55.1% (2010)	70% (2024)
公立小中学校の耐震化率	100% (2019)	現状維持 (2024)
社会福祉施設の耐震化率	100% (2019)	現状維持 (2024)
指定緊急避難場所の指定状況	9箇所 (2019)	必要に応じ指定
指定避難場所の指定状況	10箇所 (2019)	必要に応じ指定

《 推進事業 》

- ・ 防災・減災対策整備事業 (総務課)
- ・ 地区コミュニティセンター等環境整備事業 (総務課)
- ・ 公共施設改修事業 (総務課)
- ・ ふれあいセンター整備事業 (総務課)
- ・ 高齢者福祉施設整備事業 (住民課)
- ・ 町道暑寒別線整備事業 (産業建設課)
- ・ 道の駅周辺整備事業 (産業建設課)
- ・ 社会資本整備総合交付金事業 [北海道地域住宅計画 (建替)] (産業建設課)
- ・ 社会資本整備総合交付金事業 [北海道地域住宅計画 (長寿命化)] (産業建設課)
- ・ 既設公営住宅環境改善事業 (産業建設課)
- ・ 町有住宅環境改善事業 (産業建設課)
- ・ 橋梁長寿命化修繕事業 (産業建設課)
- ・ 橋梁近接目視点検及び修繕計画策定事業 (産業建設課)
- ・ 町道改修事業 (産業建設課)
- ・ 町道舗装維持補修事業 (産業建設課)
- ・ 学校施設環境改善交付金事業 [学校暖房機設備改修事業] (教育委員会)
- ・ 公民館設備改修事業 (教育委員会)
- ・ 改善センター冷暖房設備改修事業 (教育委員会)
- ・ 改善センター改修事業 (教育委員会)

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### 【警戒避難体制の整備等】

- 火山噴火警戒情報については、関係機関からの情報を注視し降灰による町民の生活や健康への影響等を勘案しながら、注意喚起等の方法を検討する。
- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害ハザードマップの作成を促進し、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の周知を図る。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
土砂災害ハザードマップの作成	未作成 (2019)	作成 (2020)
土砂災害警戒区域の指定	未指定 (2019)	指定 (2020)
土砂災害特別警戒区域の指定	未指定 (2019)	指定 (2020)

《推進事業》

- ・防災・減災対策事業（総務課）

## 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

### 【洪水等ハザードマップの作成】 重点

- 近年増加する台風・豪雨等の状況を踏まえ、住民が適時かつ迅速に避難できるように分かりやすい防災情報の提供、的確な避難勧告発令の判断体制の構築及び地域水防力の強化を推進する。
- 「防災のしおり」や「洪水、ため池ハザードマップ」を作成し、平時から防災意識と自主的な避難の心構えを養うことで、水災時における住民の円滑かつ迅速な避難体制の構築する

### 【河川改修等の治水対策】 重点

- 国、道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河川の掘削、護岸の整備などの各種治水対策を効果的に推進する。
- 町内河川の危険箇所の改修、中小河川、農業用水、排水路等水害危険箇所の整備を推進するほか、雨竜町地域防災計画に基づく重要水防区域については、消防団等と連携しながら、警戒巡視等を行うとともに、情報の一元化、集約化の体制整備を推進する。
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等を作成するとともに、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
洪水、ため池ハザードマップの作成 防災のしおり作成 河川管理施設の改良整備・老朽化対策 河川の護岸整備・掘削・立木伐採等	策定済 (2019) 未作成 (2019) 適宜実施 (2019) 適宜実施 (2019)	適宜改正 作成 (2024) 適宜実施 適宜実施

《 推進事業 》

- ・ 防災・減災対策整備事業 (総務課)
- ・ 排水機場設備改修事業 (産業建設課)
- ・ 団体営基幹水利施設管理事業 (産業建設課)
- ・ 団体営国営造成施設管理体制整備事業 (産業建設課)
- ・ 国営施設応急対策事業 (産業建設課)

#### 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

##### 【暴風雪時における道路管理体制の強化】

- 冬期異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制の強化に努める。
- 雪害対策は人的被害防止を最優先とし、町民へ様々な機会に防災意識の高揚を図るとともに、道路管理者は管理路線において積雪対策を推進し、積雪等における災害の軽減に努める。

##### 【除雪体制の確保】 **重点**

- 各道路管理者 (国、道、町) において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては各管理者による情報共有や相互連携を行い、円滑な除雪体制の強化に向けた取組を推進する。
- 暴風雪時における、人的被害や立ち往生している車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うとともに、周知体制の強化を図る。
- 除排雪機械の計画的な整備と更新を図るとともに、除排雪委託業者や直営による除排雪体制を確保する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
堆雪スペースの確保、防雪に関する 道路の要対策箇所の対策 除雪路線延長 除排雪機械保有及び更新	適宜実施 (2019) 100.2km (2019) 10台 (2019)	適宜実施 現状維持 10台 (2024)

《推進事業》

- ・社会資本整備総合交付金事業 [雪寒機械購入事業] (産業建設課)
- ・社会資本整備総合交付金事業 [地域活力基盤創造交付金事業 (雪寒路線除雪)] (産業建設課)

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【積雪寒冷を想定した避難所等の対策】

- 積雪や低温など冬の厳しい自然状況を踏まえ、暖房機器の備蓄や発電機の導入等、避難所等における防寒対策を確保する必要がある。
- 災害時における公共交通機関の運行停止等による帰宅困難者の一時的な受入体制の整備や避難所の周知・誘導などの避難対策の検討を進める必要がある。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
避難所用暖房機器及び発電機の整備	防災備蓄計画に基づき実施 (2019)	防災備蓄計画に基づき実施 (2024)

《推進事業》

- ・防災・減災対策整備事業 (総務課)

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【関係機関との情報共有化】 **重点**

- 関係行政機関と情報の共有化が進められており、今後の被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制の強化を図る。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、道路監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて一層効果的な運用を推進する。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で的確な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用を始めとした習熟を図る必要がある。

【住民等への情報伝達体制の強化】 **重点**

- 災害時に住民が、安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた「避難勧告等の判断マニュアル」の改正を行う。

- 災害時における住民安否確認のため、安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制構築を推進する。
- 防災行政無線やホームページなどによる住民等への災害情報の伝達だけでなく、Lアラート（災害情報共有コモンズ）を活用したマスメディアにおける迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要配慮者に対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画の策定を推進する。
- 防災行政無線等の無線通信システム、有線通信システム、防災等に資する公衆無線LAN、衛星携帯電話等の無線通信システムや携帯電話などを含め、通信手段の多重化などの災害情報の伝達体制を整備する。
- 外国人客を含む観光客に災害情報に伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、観光客の安全・安心を確保するためにも災害情報の伝達体制を強化する必要がある。

#### 【地域防災活動、防災教育の推進】

- 町及び教育機関、町内会等による地域全体での総合的な防災教育を行い、自助・共助・公助それぞれの視点から、災害時において適切に対応できる地域づくりを推進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施及び体験型の防災教育など、地域・学校の実情に応じた避難訓練の実施など一層の効果的な取り組みを推進する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
防災行政無線の適切な維持管理及び更新〔同報系〕	適切な維持管理	更新に向けた改修計画の策定
防災訓練等の実施	未実施（2019）	各年度実施
1日防災学校の実施	未実施（2019）	実施（2020）
自主防災組織率	0%（2019）	30%（2024）

#### 《推進事業》

- ・防災・減災対策整備事業（総務課）
- ・防災関連通信施設更新事業（総務課）

## 2. 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### 【物資供給等に係る連携体制の整備】

- 物資供給をはじめ医療、救助、救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道及び道内市町村、民間企業、団体等との間で締結している防災に関する各種協定等について、その実効性を確保するとともに平時からの効力関係を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。

#### 【非常用物資の備蓄推進】

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する。
- 家庭や企業等において応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
物資の供給等における協定件数	20件（2019）	現状維持
防災備蓄計画に基づく年度別整備率	100%（2019）	現状維持

《推進事業》

- ・ 防災・減災対策整備事業（総務課）

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 【防災訓練等による救助・救急体制の強化】

- 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に行えるよう、各防災関係機関と緊密に連携しながら、総合（合同）訓練など実施・参加を推進する必要がある。
- 消防職・団員の災害対応力向上のため、災害対策に係る講習や医療に関する研修会等への参加により総合的な人材育成する必要がある。

### 【自衛隊体制の維持・拡充】

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、北海道内の配備体制の維持・拡充に向け、関係機関との連携した取り組みを推進する必要がある。

### 【救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備】 重点

- 警察・消防署・消防団の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入や更新等、整備拡充を図るとともに、救急活動上不可欠であるAEDなどの救急装置について、町内公共施設や民間施設への設置及び普及を推進する必要がある。
- 消防力を維持するため、消防車両及び消防水利の計画的な整備を推進する必要がある。
- 滝川消防署における消防無線デジタル化は整備済であるが、今後は年次計画による機器の更新を行う必要がある。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
合同防災訓練への参加 公共施設へのAEDの設置数 消防車両等の整備	訓練参加（2019） 15台（2019） 計画に基づき更新	継続参加 設置箇所について検討 計画に基づき更新

#### 《推進事業》

- ・防災・減災対策整備事業（総務課）
- ・消防自動車等購入事業（総務課）

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### 【避難所等の生活環境の改善、健康への配慮】

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境を整備するとともに、車中など避難所以外への避難者への対応方法について検討を行う。

### 【被災時の医療支援体制の強化】 重点

- 被災時において、災害規模等の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道や医師会等と連携し、災害発生時においては道に対してDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣を要請するなど、災害時の支援体制の強化を推進する。
- 災害時の医療を確保するため新雨竜第一病院と連携するとともに、災害時の救命医療や傷病者の受入れなどについての連携を図るため、広域的な検討を行う。

### 【災害時における福祉的支援】

- 災害発生時に自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先の確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できるよう体制の充実を図る。

### 【防疫対策】 重点

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐため、消毒や駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策等の災害時の防疫対策の整備を推進する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
町民の特定検診受診率	63.0% (2019)	65.0% (2024)
町民の健康相談・保健指導件数	384件 (2019)	-
予防接種法に基づく定期予防接種 (風しん・麻しんワクチン)の接種率	I期 100.0% (2019) II期 100.0% (2019)	100.0% (2024) 100.0% (2024)

#### 《 推進事業 》

- ・ 防災・減災対策整備事業（総務課）
- ・ 各種健康診断及び健康づくり事業（住民課）
- ・ 乳幼児等の疾病予防等事業（住民課）
- ・ 高齢者の疾病予防事業（住民課）
- ・ 休日・夜間における緊急医療の確保事業（住民課）
- ・ 新雨竜第一病院診療運営費補助事業（住民課）

### 3. 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

##### 【災害対策本部機能等の強化】

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な実動訓練などを通じ実施体制を検証し、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的な整備を推進する。
- 災害対策本部の機能強化に向け「雨竜町地域防災計画」の見直しや、本部機能維持に必要な資機材の整備を推進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を図る。
- 災害時の防災拠点として、災害対策本部機能の維持確保に不可欠な庁舎の機能強化を推進する。

##### 【行政の業務継続体制の整備】 重点

- 「雨竜町業務継続計画」に基づき、災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう、必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保するとともに、行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取組みを強化する。

##### 【広域応援・受援体制の整備】

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、近隣自治体との広域応援・受援体制の更なる構築を図る。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
役場庁舎の耐震化率 業務継続計画（BCP）の策定	100.0%（2019） 未策定（2019）	- 策定（2024）

《推進事業》

- ・ 防災・減災対策整備事業（総務課）
- ・ 電子自治体推進事業（総務課）

## 4. ライフラインの確保

### 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

#### 【再生可能エネルギーの導入拡大】

- 地域の特性を生かし、太陽光発電などの再生エネルギーについて、国や北海道などの関係機関と連携を図りながら利活用の普及促進を図る。

#### 【電力基盤等の整備】

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備耐災害性の向上に努めるとともに、電力の多様化、分散について検討を推進する。
- 災害時における迅速かつ円滑な防災体制を整備するため、指定避難所などの防災拠点における非常用電源設備等の導入検討を推進する。

#### 【多様なエネルギー資源の活用】

- 多様なエネルギー資源の有効活用に向けた取組の推進と災害を想定した設備の導入によるバックアップ体制の整備促進を図る。

#### 【石油燃料供給の確保】

- 災害時における住民生活の安全と円滑な防災体制を確保するため、石油燃料の安定的な確保に向けた関係機関との平時からの情報共有など協力体制の構築を推進する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
災害時における燃料の供給等に関する協定書	締結済（2019）	-

《 推進事業 》

- ・ 防災・減災対策整備事業（総務課）

## 4-2 食料の安定供給の停滞

### 【食料生産基盤の整備】 **重点**

- 平時、災害時を問わずいかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 災害発生時を含め食料の安定供給を持続していくためには、経営安定対策や担い手の育成確保、エゾシカ・アライグマ等の鳥獣害防止対策を行い農業の持続的な発展につながる取組を推進する。

### 【食料品の販路拡大】 **重点**

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要となるため、食の安全・安心に関する取組をあらゆる機会にPRするとともにブランド化の推進等、販路の開拓・拡大に資する取組みを推進する。

### 【農産物の産地備蓄の推進】 **重点**

- 稲作を中心とした道内の食料供給地域として、災害時における食料の安定供給に向けた協力体制を関係機関と構築を図る。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
農業算出額	302 千万円 (2017)	330 千万円 (2024)
新規就農者数	0 名 (2019)	1 名 (2024)

#### 《推進事業》

- ・ イベント開催などPR事業（総務課）
- ・ 経営体育成基盤整備事業（産業建設課）
- ・ 農地基盤整備事業夏期工事助成事業（産業建設課）
- ・ ライスコンビナート施設機械入替事業（産業建設課）
- ・ 特産品栽培ハウス等助成事業（産業建設課）
- ・ 国営雨竜暑寒地区換地計画業務（産業建設課）
- ・ 国営雨竜暑寒地区農地集積等調査業務（産業建設課）
- ・ 国営施設応急対策事業（産業建設課）
- ・ 国営等地區管理システム導入事業（産業建設課）
- ・ 町内農産物の加工食品の開発事業（産業建設課）
- ・ 鳥獣害防止総合対策交付金（産業建設課）

### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

#### 【水道施設等の防災対策】

- 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの整備と訓練等による危機管理体制の整備を推進する。
- 災害時における飲料水や生活水の確保のため、応急給水・応急復旧体制を整備するとともに広域での受援体制の整備を推進する。
- 災害時における安定した給水を確保するため、水道施設の耐震化を図るとともに基幹管路の耐震化の整備を推進する。

#### 【下水道施設等の防災対策】 **重点**

- 災害により下水道機能が低下した場合においても業務が継続できるよう、被災した下水道機能を早期に復旧させるための業務継続計画の策定と同計画に基づく訓練等の実施により、危機管理体制の整備を推進する。
- 老朽化が進む下水道施設について、長寿命化を図るべく、ストックマネジメント計画を策定し、今後、増大する老朽施設の改築・更新等を計画的に推進する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
下水道ストックマネジメント計画 合併処理浄化槽設置	未策定 (2019) 5基 (2019)	策定 (2024) 5基 (2024)

《 推進事業 》

- ・ 合併処理浄化槽設置整備事業 (住民課)
- ・ 団体営農業集落排水施設整備事業 [最適構想] (産業建設課)

#### 4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### 【交通ネットワークの整備】 **重点**

- 広域的な交通アクセスの向上に向け未改良区間等の早期整備を進める必要がある。
- 町道の老朽化等に伴い、整備を計画的・効率的に推進する。
- 災害時における地域住民の移動手段を確保する取組みを推進する。

##### 【道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策】 **重点**

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、雨竜町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道については、地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っている場合もあり、機能保全対策を推進する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
橋梁の長寿命化修繕	10 橋梁/15 橋梁完了 (2019)	15 橋梁/15 橋梁完了 (2024)
橋梁の点検率	100% (2019)	100% (2024)
道路橋の長寿命化修繕計画	策定済 (2019)	更新予定 (2024)

##### 《 推進事業 》

- ・ 中空知生活交通確保対策事業（総務課）
- ・ 生活交通手段確保事業（住民課）
- ・ 町道暑寒別線整備事業（産業建設課）
- ・ 橋梁長寿命化修繕事業（産業建設課）
- ・ 橋梁近接目視点検及び修繕計画策定事業（産業建設課）
- ・ 町道改修事業（産業建設課）
- ・ 町道舗装維持補修事業（産業建設課）

## 5. 経済活動の機能維持

### 5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### 【企業の事業継続体制の強化】**重点**

- 中小企業の事業継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携しながら普及啓発を促進する。

#### 【被災企業等への金融支援】**重点**

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等事業の早期復旧と経営の安定化を図るため、国や道が実施している金融支援についての普及啓発を行うとともに災害時における被災企業への支援を国や道に対し要請する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
町内企業の事業継続計画	未策定（2019）	策定を推進

#### 《推進事業》

- ・ 商工業振興対策事業（産業建設課）
- ・ 商工業金融対策事業（産業建設課）
- ・ 消費者活性化対策事業（産業建設課）
- ・ 商工業振興・地域雇用推進事業（産業建設課）
- ・ 勤労者支援対策事業（産業建設課）

## 6. 二次災害の抑制

### 5-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

#### 【ため池の防災対策】

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進する必要がある。
- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止対策を促進する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
ため池ハザードマップの作成	作成済（2019）	－（2024）

#### 《推進事業》

- ・ 防災・減災対策事業（総務課）
- ・ 防災調査計画事業（総務課）

## 5-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

### 【森林の整備・保全】 **重点**

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。

### 【農地・農業水利施設等の保全管理】 **重点**

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積	481.0ha (2019)	現状維持 (2024)
町有林において多様な方法で更新する人工林の面積	161.0ha (2019)	現状維持 (2024)
農地、農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	7 活動組織 (2019)	7 活動組織 (2024)

#### 《推進事業》

- ・ 多面的機能支払事業 (産業建設課)
- ・ 中山間地域等直接支払交付金 (産業建設課)
- ・ 環境保全型農業直接支払事業 (産業建設課)
- ・ 公有林整備事業 (産業建設課)
- ・ 町有林分収造林事業 (産業建設課)
- ・ 未来につなぐ森づくり推進事業 (産業建設課)
- ・ 林道橋点検業務 (産業建設課)
- ・ 森林環境譲与税事務事業 (産業建設課)

## 7. 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【災害廃棄物の処理体制の整備】 重点

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、雨竜町地域防災計画に定める廃棄物処理等計画を円滑に機能するため、北海道及び近隣町村との連携のもと広域的な視点での体制整備を推進する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
災害廃棄物処理計画の策定	未策定 (2019)	策定 (2024)

《推進事業》

- ・中空知広域ごみ処理事業（住民課）
- ・一般廃棄物最終処分場整備事業（住民課）
- ・中・北空知廃棄物処理広域連合負担金事業（住民課）
- ・中空知衛生施設組合負担金事業[火葬場]（住民課）
- ・一般ゴミステーション整備事業（住民課）

### 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

#### 【災害対応に不可欠な建設業との連携】

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時に建設業との連携体制を強化する。

#### 【行政職員の活用促進】

- 道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、災害時に必要な応援準備及び受援体制を強化する。

【 指 標 】	【 現 状 】	【 目 標 】
災害時における応急対策業務についての協定	締結済 (2019)	現状維持 (2024)

《推進事業》

- ・防災・減災対策事業（総務課）

## 第5章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

### 2 計画の推進方法

#### 2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

#### 《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、雨竜町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

## 【別表 1】 雨竜町強靱化に関する脆弱性評価

### 1 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### 【評価結果】

##### （住宅・建築物の耐震化）

- 住宅・建築物等の耐震化率は、55.1%であり一定の進歩がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震化が義務付けられたことなども踏まえ、国支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に民間の大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 小中学校（100%）、社会福祉施設（100%）、体育施設（100%）などの不特定多数が集まる施設の耐震化は完了しており、これらの施設は、災害時に避難所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等を含め、一層の対策強化を図る必要がある。

##### （建築物の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守・更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「雨竜町公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 3 月策定）に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 町営住宅の老朽化対策については、「雨竜町公営住宅等長寿命化計画」（平成 31 年 3 月策定）等に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

##### （避難場所の指定・整備・普及啓発）

- 災害時の対応拠点として活用される公共建築物や備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き施設整備を促進する必要がある。

##### （緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や町道などの避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

《 指 標 》	
住宅の耐震化率	55.1% (2010)
公立小中学校の耐震化率	100% (2019)
社会福祉施設の耐震化率	100% (2019)
体育施設の耐震化率	100% (2019)
指定緊急避難場所の指定状況	9箇所 (2019)
指定避難場所の指定状況	10箇所 (2019)

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

#### (警戒避難体制の整備等)

- 雨竜町は、北海道地域防災計画における「火山周辺市町村」には該当しないが、火山噴火に伴う降灰に対する警戒が必要である。
- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は北海道の実施する基礎調査等への協力により、指定を促進するとともに、急傾斜地及び土石流ハザードマップを作成し、周知する必要がある。

《 指 標 》	
土砂災害ハザードマップの作成	未作成 (2019)
土砂災害警戒区域の指定	未指定 (2019)
土砂災害特別警戒区域の指定	未指定 (2019)

### 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

#### 【評価結果】

##### （洪水等ハザードマップの作成）

- 洪水ハザードマップを作成・配布しているが、適宜改正し町民に対して普及・防災訓練等の実施を検討する必要がある。

##### （河川改修等の治水対策）

- 国、道、町では、それぞれの管理河川において、洪水を防止するための河川の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 樋門、ダム、排水機場等の河川管理施設について老朽施設が増加している状況にあることから、国や道と協議を行い計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理を行う必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、浚渫や伐木による河川流下能力の維持確保及び除排施設の整備を進める必要がある。

#### 《 指 標 》

洪水、ため池ハザードマップの作成	策定済（2019）
防災のしおり	未作成（2019）
河川管理施設の改良整備・老朽化対策	適宜実施（2019）
河川の護岸整備・掘削・立木伐採等	適宜実施（2019）

#### 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

##### 【評価結果】

##### （暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 冬期異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

##### （除雪体制の確保）

- 豪雪等の異常気象においては、各道路管理者（国・道・町）による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情や除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

##### 《 指 標 》

道路点検における堆雪スペースの確保、防雪に関する道路の

要対策箇所の対策率

適宜実施（2019）

除雪路線延長

100.2km（2019）

除排雪機械保有台数

10台（2019）

#### 1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

##### 【評価結果】

##### （積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温などの冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

##### 《 指 標 》

避難所用暖房機器及び発電機等の整備

防災備蓄計画に基づき実施（2019）

## 1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### 【評価結果】

#### （関係機関との情報の共有化）

- 関係行政機関との防災情報の共有化等が進められているが、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの操作方法等の習熟を図る必要がある。

#### （住民等への伝達体制の強化）

- 国のガイドラインを踏まえ「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」（令和2年3月改訂）「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（洪水編）」（令和2年3月改訂）を作成しているが、必要に応じて避難勧告等の発令基準を見直す必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が整備する国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達手段として防災行政無線だけでなく、ホームページやLアラード（公共情報コモンズ）の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LANを整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全性を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や誘導避難など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する避難行動要支援者に対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、効果的な運用を図る必要がある。

**(地域防災活動・防災教育の推進)**

- 防災教育の推進に向けて関係機関と連携し、多様な人材育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配布や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

**《 指 標 》**

防災行政無線の整備と適切な維持管理及び更新 [同報系]	適切な維持管理 (2019)
防災訓練の実施	未実施 (2019)
1日防災学校の実施	未実施 (2019)
自主防災組織率	0% (2019)

## 2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給	
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(物資供給等に係る連携体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雨竜町地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。</li> <li>○ 災害時におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、支援活動や関係機関との連携したボランティア等の受入体制整備を促進する必要がある。</li> <li>○ 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ防災拠点について、大規模災害時における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公共施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等との連携の下、多角的に検討する必要がある。</li> </ul> <p>(非常用物資の備蓄促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するための啓発活動に取り組む必要がある。</li> <li>○ 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。</li> </ul>	
《 指 標 》	
物資の供給等における協定件数	20件 (2019)
防災備蓄計画に基づく年度別整備率	100% (2019)

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 【評価結果】

#### （防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- 地域防災計画の推進や防災訓練など関係行政機関との連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

#### （自衛隊体制の維持・拡充）

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、陸上自衛隊旭川駐屯地（第2特科連隊等）との連携をさらに図る必要がある。

#### （救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備）

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規導入、整備を図る必要がある。加えて消防団の整備の拡充について促進する必要がある。
- 救急活動上不可欠であるAEDなどの救急装置について、町内公共施設や民間施設への設置及び普及を推進する必要がある。

### 《 指 標 》

合同防災訓練への参加

訓練参加（2019）

公共施設へのAED設置数

15台（2019）

消防車両等の整備

計画に基づき更新（2019）

## 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

### 【評価結果】

#### （避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供など生活環境改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。

#### （被災時の医療体制の強化）

- 災害時の医療確保のため、実災害を想定した実働訓練を各機関との連携のもと、効果的に実施する必要がある。
- 災害時の救命医療や被災地からの傷病者の受入など災害時の医療拠点の機能を確保するため、新雨竜第一病院と連携するとともに広域的な協議検討する必要がある。

#### （災害時における福祉的支援）

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

#### （防疫対策）

- 災害発生時において、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

### 《 指 標 》

町民の特定検診受診率	63.0% (2019)
町民の健康相談・保健指導件数	384件 (2019)
予防接種法に基づく定期予防接種	I期 100% (2019)
（風しん・麻しんワクチン）の接種率	II期 100% (2019)

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、職員の参集や応援職員の受入体制、各班相互の連携などを含めて本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画や業務継続計画の見直しや職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、将来的な担い手不足の課題もあり、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる役場庁舎の耐震化は図られているが、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。
- 災害発生時に停電等が起こった際、自家発電が設置されていない施設に自家発電装置や外部電源接続装置の設置に向けた推進を図っていく必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、各行政機関との間で協定を締結しているが、協定等を効果的に運用するためには、自治体相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

《 指 標 》

役場庁舎の耐震化率	100% (2019)
業務継続計画 (BCP) の策定	未策定 (2019)

## 4 ライフラインの確保

### 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

#### 【評価結果】

#### （再生可能エネルギーの導入拡大）

- 地域の特性を生かした、太陽光発電などの再生エネルギーについて、国や道などの関係機関と連携を図りながら利活用の普及促進を図る必要がある。

#### （避難所等への石油燃料供給の確保）

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、北海道と北海道石油業協同組合連合会との間で協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

#### 《 指 標 》

災害時における燃料の供給等に関する協定書

締結済（2011）

## 4-2 食料の安定供給の停滞

### 【評価結果】

#### （食料生産基盤の整備）

- 本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。また、農業の担い手の減少による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、多様な担い手の育成・確保が必要である。

#### （食料品の販路拡大）

- 大規模災害の発生時において、食料の供給を安定的に行うためには、平時から一定の生産量を確保していくことが重要であることから、食の安全・安心に関する取組をあらゆる機会にPRするとともにブランド化の推進等、販路の開拓・拡大に向けた取組への支援が必要である。

#### （農産物の産地備蓄の推進）

- 稲作を中心とした道内の食料供給基地として、災害における食料の安定供給に向けた関係機関との協力体制の構築を図る必要がある。

### 《 指 標 》

農業産出額

302 千万円 (2017)

新規就農者数

0 名 (2019)

### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

#### 【評価結果】

##### （水道施設等の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池などの水道施設の耐震化や老朽化対策を計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、施設の重要度や劣化度合のほか今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

##### （下水道施設等の防災対策）

- 施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせないストックマネジメント計画を策定し、今後、増大してくる老朽化対策の改築更新等を計画的に進める必要がある。
- 災害に強い合併処理浄化槽の設置を促進する必要がある。

#### 《 指 標 》

下水道ストックマネジメント計画  
合併処理浄化槽設置

未策定（2019）  
5基（2019）

#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### 【評価結果】

##### （交通ネットワークの整備）

- 広域的な交通アクセスの向上に向け未改良区間等の早期整備を進め、災害時における地域住民の移動手段を確保する必要がある。

##### （道路施設の防災、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき要対策箇所について、順次、対策工事を計画的に実施する必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施し、計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、雨竜町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。
- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道、林道橋については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。

##### 《 指 標 》

橋梁の補修	橋梁終了（2019）
橋梁の点検率	100%（2019）
道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況	策定済（2019）

## 5 経済活動の機能維持

### 5 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### 【評価結果】

##### （企業における業務継続体制の強化）

- 町内企業へ業務継続計画の策定を推進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各種業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、その策定を支援する必要がある。

##### （被災企業等への金融支援）

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネットを確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の構えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

#### 《 指 標 》

町内企業の事業継続計画

未策定（2019）

## 6 二次災害の抑制

### 6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

#### 【評価結果】

##### （ため池の防災対策）

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業ため池の決壊等による二次災害を防止するため、点検・診断を行い、点検・診断結果に基づく必要な対策を推進する必要がある。

#### 《 指 標 》

ため池ハザードマップの作成

100%（2019）

## 6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

### 【評価結果】

#### （森林の整備・保全）

- 本町の全面積の約67%を森林面積が占めており、大規模災害等に起因する森林の荒廃は、町全体の強靱化に影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

#### （農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土砂流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

### 《 指 標 》

多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積	481ha (2019)
町有林において多様な方法で更新する人工林の面積	161ha (2019)
農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	7 活動組織 (2019)

## 7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(災害廃棄物の処理体制の整備)</p> <p>○ 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。</p>	
《 指 標 》	
災害廃棄物処理計画の策定	未策定 (2019)
7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足やコミュニティの崩壊	
<p><b>【評価結果】</b></p> <p>(災害対応に不可欠な建設業との連携)</p> <p>○ 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時に建設業との連絡体制を強化する必要がある。</p> <p>(行政職員の活用促進)</p> <p>○ 災害後の早期復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国、道及び本町の行政職員の相互応援体制を整備する必要がある。</p>	
《 指 標 》	
災害時における応急対策業務についての協定	締結済 (2015)

【別表】 雨竜町強靱化のための推進事業一覧

【雨竜町振興基本計画よりの抜粋】

大分類：I 産業振興による足腰の強い活力のあるまちづくり

中分類：1 社会情勢や町の現状に対応した農林業の展開

事業名	所管課	リスクシナリオ
中山間地域直接支払事業	産業建設課	5-2
多面的機能支払交付事業	産業建設課	5-2
環境保全型農業直接支払事業	産業建設課	5-2
経営体育成基盤整備事業 〔北友南・東栄第1地区・東栄第2地区・ 4東栄第3地区・渭の津2地区〕	産業建設課	4-2
団体営基幹水利施設管理事業 〔尾白利加ダム・徳富ダム・恵岱別ダム〕	産業建設課	1-3
農地基盤整備事業夏期工事助成事業	産業建設課	4-2
ライスコンビナート施設機械入替事業	産業建設課	4-2
公有林整備事業	産業建設課	5-2
町有林分収造林事業	産業建設課	5-2
未来につなぐ森づくり推進事業	産業建設課	5-2
特産品栽培ハウス等助成事業	産業建設課	4-2
国営雨竜暑寒地区換地計画業務	産業建設課	4-2
国営雨竜暑寒地区農地集積等調査業務	産業建設課	4-2
国営施設応急対策事業〔新雨竜二期地区〕	産業建設課	1-3, 4-2
林道橋点検委託業務	産業建設課	5-2
森林環境譲与税事務	産業建設課	5-2
防災調査計画事業	総務課	6-1

中分類：2 産業間連携による活力ある商工業の展開

事業名	所管課	リスクシナリオ
商工業振興対策事業	産業建設課	5-1
商工業金融対策事業	産業建設課	5-1
消費者活性化対策事業	産業建設課	5-1
商工業振興・地域雇用推進事業	産業建設課	5-1
町内農産物の加工食品の開発	産業建設課	4-2

中分類：3 地域の魅力を発信する観光の展開

事業名	所管課	リスクシナリオ
町道暑寒別線整備事業	産業建設課	1-1, 4-4
道の駅周辺整備事業	産業建設課	1-1
イベント開催等PR事業	総務課	4-2

中分類：4 雇用環境の創出と就業機会の確保

事業名	所管課	リスクシナリオ
勤労者支援対策事業	産業建設課	5-1

大分類：II 明るく豊かな暮らしを守るまちづくり

中分類：1 美しい景観と暮らしやすい生活環境の融合

事業名	所管課	リスクシナリオ
中空知広域ごみ処理事業	住民課	7-1
合併処理浄化槽設置整備事業	住民課	4-3
一般廃棄物最終処分場整備事業	住民課	7-1
中・北空知廃棄物処理広域連合負担金事業	住民課	7-1
中空知衛生施設組合負担金〔火葬場〕	住民課	7-1
一般ごみステーション整備事業	住民課	7-1
団体営農業集落排水施設整備事業〔最適化構想〕	産業建設課	4-3
社会資本整備総合交付金事業 〔北海道地域住宅計画（立替）〕	産業建設課	1-1
社会資本整備総合交付金事業 〔北海道地域住宅計画（長寿命化）〕	産業建設課	1-1
既設公営住宅環境改善事業	産業建設課	1-1
町有住宅環境改善事業	産業建設課	1-1

中分類：2 安心・安全な暮らしの提供

事業名	所管課	リスクシナリオ
社会資本整備総合交付金事業 [雪寒機械購入事業]	産業建設課	1-4
橋梁長寿命化修繕事業	産業建設課	1-1, 1-4
橋梁近接目視点検及び修繕計画策定事業	産業建設課	1-1, 1-4
社会資本整備総合交付金事業 [地域活力基盤創造交付金事業（雪寒路線除雪補助）]	産業建設課	1-4
町道改修事業	産業建設課	1-1, 4-4
町道舗装維持補修事業	産業建設課	1-1, 1-4
排水機場設備修繕事業	産業建設課	1-3
電子自治体推進事業	総務課	3-1
防災・減災対策整備事業	総務課	1-1, 1-2, 1-3, 1-5, 1-6, 2-1, 2-2, 3-1, 4-1, 5-1, 7-2
消防自動車等購入事業	総務課	2-2

中分類：3 健やかに暮らし続けることができる環境の整備

事業名	所管課	リスクシナリオ
各種健康診断及び健康づくり事業	住民課	2-3
乳幼児等の疾病予防等事業	住民課	2-3
高齢者の疾病予防事業	住民課	2-3
休日・夜間における緊急医療の確保事業	住民課	2-3
新雨竜第一病院診療運営費補助事業	住民課	2-3
高齢者福祉施設運営費補助事業	住民課	1-1
高齢者福祉施設整備事業	住民課	1-1
中空知生活交通確保対策事業	総務課	4-4
生活交通手段確保事業	総務課	4-4

大分類：Ⅲ 明るい未来を描く教育・文化・スポーツのまちづくり

中分類：1 健やかな成長を支える教育の充実

事業名	所管課	リスクシナリオ
学校暖房機設備改修	教育委員会	1-1

中分類：2 仲間とふれあい笑顔あふれる生涯学習社会の形成

事業名	所管課	リスクシナリオ
公民館設備改修事業	教育委員会	1-1
改善センター冷暖房設備改修事業	教育委員会	1-1
改善センター改修事業	教育委員会	1-1

大分類：Ⅳ 住民参加による愛着のあるまちづくり

中分類：1 地域コミュニティ活動の推進

事業名	所管課	リスクシナリオ
公共施設改修事業	総務課	1-1
庁舎等関連事業	総務課	1-1
ふれあいセンター整備事業	総務課	1-1

中分類：2 町に人を呼び込む活動の展開

事業名	所管課	リスクシナリオ

中分類：3 行政情報の積極的な提供と住民との対話の促進

事業名	所管課	リスクシナリオ
防災関連通信施設更新事業	総務課	1-6

# 雨竜町強靱化計画

令和2年11月発行

総務課総務担当

TEL : 0125-77-2211

FAX : 0125-78-3122